東洋学園大学学則（案）

目　次

第１章　総則・・・2
第２章　大学等の組織、学生定員及び修業年限・・・2
第３章　学年、学期及び休業日・・・3
第４章　入学、編入学、休学、復学、再入学、転入学、転部及び転科・・・4
第５章　退学、転学、除籍及び復籍・・・6
第６章　教育課程及び履修方法等・・・7
第７章　卒業等・・・8
第８章　外国人留学生及び帰国学生・・・9
第９章　科目等履修生及び特別聴講学生・・・10
第 10 章　検定料、入学金、授業料その他の納付金・・・10
第 11 章　職員及び事務組織・・・11
第 12 章　教授会・・・12
第 13 章　賞罰・・・13
第 14 章　図書館・・・13
第 15 章　附属施設・・・14
第 16 章　国際交流センター・・・14
第 17 章　教養デザイン学際カレッジ・・・14
第 18 章　課外及び自治活動の指導・・・14
第 19 章　課外講座・・・14
第 20 章　保健及び厚生・・・14
第 21 章　学則の変更・・・15

附　則・・・15
別　表１・・・21
別　表２・・・32

第１章　総則

（目的）

第１条　東洋学園大学は、学校教育法に基づき、専門の学芸の研究教育を行い、高い理想のもとに深い教養と正しい判断力を身につけ、広い視野と、国際的な識見を備えた有能な人材を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第２条　本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の教育目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

第２章　大学等の組織、学生定員及び修業年限

（大学等の組織）

第３条 本学は、学部及び大学院から成る。大学院学則については、別に定める。

２ 本学学部には、国際共創学部、人間科学部及び現代経営学部の３学部を置く。国際共創学部に現代コミュニケーション学科、人間科学部に人間科学科、現代経営学部に現代経営学科の各学科を置く。

３ 国際共創学部は、国内外の文化的活動に関する諸問題を理解し、そこに見いだされる課題の解決に貢献するために、他者と能動的にコミュニケーションを行い、有機的に協働して社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

４ 人間科学部人間科学科は、人間に関わる諸問題を深く多角的に理解することにより、人のこころとからだの健康の維持・増進・改善等に参与し、充実した幸せな暮らしの実現に寄与することのできる能力、および社会の様々な場面における人間関係を調整する能力を修得し、豊かで実りある人と人とのつながりの実現に貢献することのできる人材の育成を目指す。

５　現代経営学部現代経営学科は、変貌を遂げる社会的環境の中で、多様化、高度化、複雑化、国際化する現代的な経営課題を的確に認識し、現代的な視点から問題解決ができる基礎的な知識や能力に加えて、21 世紀の現代の社会人に求められている幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

（学生定員）

第４条　本学学部及び学科の学生定員は次のとおりとする。

学部学科名	入学定員	総定員
国際共創学部		
現代コミュニケーション学科	１５０名	６００名
人間科学部		
人間科学科	２００名	８００名
現代経営学部		
現代経営学科	２４５名	９８０名
合計	５９５名	2,３８０名

（修業年限及び在学年限）

第５条　本学学部の修業年限は４年とする。

２　在学年限は８年を超えることができない。

３　編入学、転入学の場合にあっては、学長が定める在学すべき年数の二倍に相当する年数を超えることができない。

４　再入学、復籍、転部又は転科の場合にあっては、退学、除籍、転部又は転科前の在学年数と通算して８年を超えることができない。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）

第６条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）

第７条　本学１年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、３５週にわたることを原則とする。学年を、春学期、秋学期の２期に分け、春学期を４月１日より９月１５日までとし、秋学期を９月１６日より翌年３月３１日までとする。

（休業日）

第８条　休業日は次のとおりとする。

（１）日曜日
（２）国民の祝日に関する法律（昭 23 年法律第 178 号）に規定する休日
（３）創立記念日　　５月１日
（４）春季休業日　　３月１６日より３月３１日迄
（５）夏季休業日　　８月１日より９月１５日迄
（６）冬季休業日　　１２月２１日より翌年１月７日まで

２　必要のある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

３　第１項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第４章　入学、編入学、休学、復学、再入学、転入学、転部及び転科

（入学の時期）

第９条　入学の時期は毎学年の始めとする。

２　前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

（入学の資格）

第 10 条　本学学部の入学資格者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

（１）高等学校又は中等教育学校を卒業した者
（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
（３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
（４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（６）文部科学大臣の指定した者
（７）高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（８）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（編入学）

第 11 条　次の各号の一に該当する者で、本学学部への編入学を志望する者があるときは、選考の上入学を許可することがある。

（１）大学を卒業した者

（２）短期大学又は高等専門学校を卒業した者

（３）修業年限４年以上の他の大学に２年以上在学し、所定の単位を修得した者

（４）専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準（修業年限が２年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が１７００時間以上）を満たすものを修了した者（但し、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

（５）外国において学校教育における１４年の課程を修了した者

（６）高等学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

（７）本学において、個別の入学資格審査により認めた者

２　前項の規定により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

３　前項の規定により認定換算することができる単位数は６２単位を上限とする。

４　編入学に関する細則は別に定める。

（入学の出願）

第 12 条　入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考）

第 13 条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 14 条　前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

２　学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第 15 条　学生は入学時、保証人を本学に届出なければならない。

保証人は、保証する学生の身上について一切の責任を負う。

２　保証人の資格その他については別に定める。

（休学）

第 16 条　病気その他の理由で、引続き２ヵ月以上出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

２　疾病のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることができる。

３　学長は、教育上有益と認められた者については、休学することなく、外国の大学又は短期大学等に留学することを許可することができる。なお、当該留学期間に係る在学年数の取り扱いについては、別に定める。

（休学の期間）

第 17 条　休学期間は、第５条の在学年数に算入しない。

２　休学の期間は、春学期末又は秋学期末を終期とし、連続して 2 年を超えることは出来ない。

３　休学の期間は、通算で４年を超えることは出来ない。

（復学）

第 18 条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

２　復学の時期は原則として期の始めとする。

（再入学及び転入学）

第 19 条　再入学、もしくは他の大学から転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

２　前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（転部及び転科）

第 20 条　他学部、もしくは他学科への転部又は転科を志望する者があるときは、当該転部又は転科に係る学部の教授会の議を経てこれを許可することがある。

２　前項の規定により転部又は転科を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、転部又は転科先の学部の教授会の議を経て学長が決定する。

第５章　退学、転学、除籍及び復籍

（退学及び転学）

第21条　退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2　他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（除籍及び復籍）

第22条　次の各号の一に該当する者は学長が学部教授会の議を経てこれを除籍する。

（１）第５条に規定した在学年限を超える者

（２）休学の期間が連続して２年を超え、なお修学できない者

（３）長期間にわたり行方不明の者

（４）授業料その他納付金を所定の期日までに納めず、督促してもなお納付しない者

2　前項（４）号により除籍された者が復籍を願い出るときは、選考の上、相当年次に復籍することができる。

3　前項の規定により復籍を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第６章　教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第23条　本学学部に設置する授業科目の種類、単位数等は別表１のとおりとする。

2　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に定める授業科目を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（単位の計算方法）

第24条　各授業科目の単位数は、４５時間の学修を要する内容をもって１単位とすることを標準として、次の基準により単位計算するものとする。

（１）講義及び演習については１５時間から３０時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

（２）実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

2　前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目についてはこれらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

（単位の授与及び学習の評価）

第25条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。学習

評価の基準は、A、B、C、Dの4段階とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。成績審査の方法は、教授会の議を経て学長が定める。

第7章　卒業等

（卒業の要件）

第26条　学部学生は卒業のため、在学中に別表1の定めに従って、国際共創学部現代コミュニケーション学科、人間科学部人間科学科並びに現代経営学部現代経営学科において１２４単位以上を修得しなければならない。

2　前項の規定に加え、GPA（Grade Point Average）が、２.０以上なければならない。

3　外国人留学生、帰国学生の卒業の要件については別に定める。

4　第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第23条第2項の授業の方法により修得する単位数は６０単位を超えないものとする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第27条　本学は、教育上有益と認めるときは、学部学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て６０単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得した単位とみなし、第26条に規定する卒業に必要な単位数に含めることができる。

2　前項の規定は、学部学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第28条　本学は、教授会の議を経て学長が教育上有益と認めるときは、学部学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位数を与え、第26条に規定する卒業に必要な単位数に含めることができる。

2　前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第29条　本学は、教育上有益と認めるときは、学部学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学した後の

本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　本学は、教育上有益と認めるときは、学部学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3　前２項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 27 条第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（卒業）

第 30 条　学部学生が４年以上在学し、第 26 条により所定の要件を満たしたとき、学長は教授会の議を経て卒業を認定し、学位記を授与する。

2　卒業の時期に関する規程は別に定める。

（学位）

第 31 条　前条により、本学国際共創学部現代コミュニケーション学科の卒業を認められた者には、学士（現代コミュニケーション学）の学位を授与する。

2　人間科学部人間科学科の卒業を認められた者には、学士（心理学）の学位を授与する。

3　現代経営学部現代経営学科の卒業を認められた者には、学士（経営学）の学位を授与する。

第８章　外国人留学生及び帰国学生

（外国人留学生）

第 32 条　外国人が、大学教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2　外国人留学生の本学学部への入学に関しては第 10 条から第 15 条の規定を適用する。

3　外国人留学生には本学則その他本学の定める諸規程を準用する。

4　その他外国人留学生に関する規程は別に定める。

（帰国学生）

第 33 条　外国において、相当の期間、中等教育（国内の中学校又は高等学校に対応する学校における教育）を受けた日本国籍を有する者が、本学学部に入学を志願するときは、選考の上帰国学生として入学を許可することができる。

2　帰国学生の本学学部への入学に関しては第 10 条から第 15 条の規定を適用する。

3　帰国学生には本学則その他本学の定める諸規程を準用する。

4　その他帰国学生に関する規程は別に定める。

第 9 章　科目等履修生及び特別聴講学生

（科目等履修生）

第 34 条　第 10 条に規定する資格を有する者で、本学学部の特定授業科目につき履修しようとする者があるときは、その授業及び研究を妨げない限り、学長は教授会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2　科目等履修生には、本学学則第 25 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3　科目等履修生に関する規程は別に定める。

（特別聴講学生）

第 35 条　他の大学又は短期大学の学生で、当該大学又は短期大学との協議により、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、特別聴講学生として履修を許可することがある。

2　前項の規定は、大学又は短期大学以外の教育施設等との協議により、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。

3　第 1 項の規定は、外国の大学又は短期大学の学生で、当該大学又は短期大学との協議により、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。

4　特別聴講学生に関する規程は別に定める。

第 10 章　検定料、入学金、授業料その他の納付金

（検定料等の金額）

第 36 条　検定料、入学金、授業料その他の納付金については別表 2 のとおりとする。

2　入学金、授業料その他の納付金は所定の期日までに納めなければならない。

（休学及び退学等の場合の授業料等）

第 37 条　休学期間の授業料は半額とし、維持費、施設設備費は徴収しない。但し、休

学した日及び復学した日に属する期分の授業料その他の納付金は全額を徴収する。

2　前項但書にかかわらず、休学した日に属する期分の授業料その他の納付金を徴収する場合において、休学した日が学期の開始日であるときは、前項本文の規定を適用する。

3　学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料その他の納付金は徴収する。

4　停学期間中の授業料その他の納付金は徴収する。

（納付金の取扱）

第 38 条　既に納めた入学金、授業料その他の納付金はいかなる場合も返却しない。但し、入学時の授業料等納付金については別に定める。

第 11 章　職員及び事務組織

（職員組織）

第 39 条　本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

（学長の職務）

第 40 条　学長は、本学を代表し、校務を掌り、所属職員を統督する。

2　学長は、必要に応じ、その職務を補佐する者、若干名を委嘱することができる。

（副学長の職務）

第 41 条　副学長は、学長の職務を助け、又、学長の命を受けた職務を行う。

（教員の職務）

第 42 条　教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

2　准教授、講師、助教は、教授に準ずる職務に従事する。

3　助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

（職員の任用）

第 43 条　職員の任用は、学校法人の人事規程によって行う。

（事務組織）

第 44 条　事務の組織及び業務については別に定める。

第 12 章　教授会

（教授会の構成）

第 45 条　本学学部に次の教授会を置く。教授会は学部長、教授、准教授、講師により構成される。

（１）国際共創学部教授会

（２）人間科学部教授会

（３）現代経営学部教授会

２　前項第３号に定める教授会は、当該学部の学部長、教授、准教授、講師並びに本学大学院現代経営研究科の研究科長、専攻長、教授、准教授、講師により構成される。

（議長）

第 46 条　教授会は学部長が招集し、その議長となる。

２　学部長に事故あるときは、学部長は代理を指名する。

（開会の条件）

第 47 条　教授会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、開会することができない。

（決議）

第 48 条　教授会の決議は、出席者の過半数の同意による。賛否同数のときは議長の裁決による。

（教授会の招集請求）

第 49 条　学部長は、構成員の三分の二以上から附議すべき事項を示して教授会の招集を請求された場合、２週間以内にこれを招集しなければならない。

（審議事項）

第 50 条　教授会は学長が定める次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（１）授業科目の編成、変更及び実施に関する事項

（２）学生の入学、退学、休学、転学、除籍、転部、転科、留学及び卒業に関する事項

（３）学位の授与に関する事項

（４）学生の訓育指導及び賞罰に関する事項

（５）教員の選考に関する事項

２　教授会は、学長及び学部長（以下、「学長等」）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3　第１項第５号及び教員の人事に関する審議は、学部長及び教授である会員のみで行う。

（理事会との関連事項）

第 51 条　教授会の決議中、理事会所管事項に関連あるものについては、理事会の承認を要する。

（その他の事項）

第 52 条　学部長は必要と認めたときは、事務職員その他の者を教授会に列席させることができる。この列席者は議決権を持たない。

第 13 章　賞罰

（表彰）

第 53 条　人物学業ともに優秀で他の学生の模範となる者に対して、学長は教授会の議を経て、これを表彰することがある。

（罰則）

第 54 条　本学の規則もしくは命令に従わず、又は学生の本分に反する行為があった者に対して、学長は教授会の議を経て、これを懲戒することがある。

2　前項の懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。

3　前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められた者

（２）学業を怠り成業の見込みがないと認められた者

（３）正当な理由がなくて出席が常でない者

（４）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反し、本学に在学させることが適当でないと認められた者

4　懲戒等に関する事項は、別に定める。

5　試験等における不正行為に関する事項は、別に定める。

第 14 章　図書館

（図書館）

第 55 条　本学に附属図書館を置く。図書館の規程は別に定める。

第 15 章　附属施設

（附属施設）

第 56 条　本学は一般的施設のほかにメディアセンターを置く。メディアセンターの規程は別に定める。

第 16 章　国際交流センター

（国際交流センター）

第 57 条　本学に国際交流センターを置く。国際交流センターの規程は別に定める。

第 17 章　教養デザイン学際カレッジ

（教養デザイン）

第 58 条　本学に教養デザイン学際カレッジを置く。教養デザイン学際カレッジの規程は別に定める。

第 18 章　課外及び自治活動の指導

（学生指導）

第 59 条　学生の課外活動及び自治活動の指導は別に定める規程による。

第 19 章　課外講座

（課外講座）

第 60 条　本学は、課外講座、公開講座又は講習会等を開催することがある。

第 20 章　保健及び厚生

（保健）

第 61 条　本学は学生に対し定期検診を行う。

２　保健室を設置し、校医を嘱託する。

（学生寮）

第 62 条　本学に学生寮を置く。学生寮に関する規則は別に定める。

第 21 章　学則の変更

（学則の変更）

第 63 条　本学則の変更は、本学教授会の議を経て理事会が行う。

附則１　この学則は平成４年４月１日から施行する。

附則２　この学則は平成５年４月１日から改定施行する。

(2)　この改定実施後の第３５条の学納金（別表２）は平成４年度の入学生にはこれを適用せず、従前の規定を適用するものとする。

附則３　この学則は平成５年９月１５日から改定施行する。

附則４　この学則は平成９年４月１日から改定施行する。

(2)　この改定実施後の第２２条の規定は、原則として平成９年度の入学者から適用する。

(3)　この改定により廃止した授業科目は平成８年度以前の入学者には、原則として平成１０年度からこれを適用することとし、平成９年度は従前の規定を適用する。

(4)　この改定により新設した授業科目は、平成８年度以前の入学者に遡って適用する。

(5)　この改定実施後の第２３条の規定は、平成８年度以前の入学者に遡って適用する。但し、修得済の単位数についてはこの限りでない。

附則５　この学則は平成１２年４月１日から改定施行する。

附則６　この学則は平成１３年４月１日から改定施行する。

附則７　この学則は平成１４年４月１日から改定施行する。

附則８　この学則は平成１５年４月１日から改定施行する。

附則９　この学則は平成１６年４月１日から改定施行する。

(2)　人文学部英米言語学科、英米地域研究学科及びコミュニケーション学科は、改定実施後の第３条の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日に当該学部の学科に在学する者が当該学部の学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(3)　第４条に規定する学生定員は、平成１８年度までの間は次のとおりとする。

	平成１６年度			平成１７年度			平成１８年度		
学部学科名	入学定員	編入学定員（第３年次）	総定員	入学定員	編入学定員（第３年次）	総定員	入学定員	編入学定員（第３年次）	総定員
人文学部									
国際コミュニケーション学科	270	0	270	270	0	540	270	60	870
人間科学科	150	20	370	150	20	540	150	20	590
現代経営学部									
現代経営学科	215	35	600	215	35	850	215	35	890

	平成１６年度			平成１７年度			平成１８年度		
学部学科名	入学定員	編入学定員（第３年次）	総定員	入学定員	編入学定員（第３年次）	総定員	入学定員	編入学定員（第３年次）	総定員
人文学部									
英米言語学科	0	20	370	0	20	260	0	0	130
英米地域研究学科	0	20	370	0	20	260	0	0	130
コミュニケーション学科	0	20	340	0	20	240	0	0	120

(4)　この学則は平成１６年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則を適用するものとする。

附則 10　この学則は平成１７年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成１７年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則を適用するものとする。

附則 11　この学則は平成１８年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成１８年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則を適用するものとする。

附則 12　この学則は平成１８年１１月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成１９年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則を適用するものとする。

附則 13　この学則は、平成１８年１２月３１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成１９年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 14　この学則は、平成１９年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成１９年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 15　この学則は、平成２０年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成２０年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 16　この学則は、平成２１年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成２１年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 17　この学則は、平成２２年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成２２年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 18　この学則は、平成２３年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成２３年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 19　この学則は、平成２４年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成２４年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 20　この学則は、平成２５年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成２５年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 21　この学則は、平成２６年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成２６年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 22　この学則は、平成２７年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成２７年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。ただし、改正後の第 25 条、第 28 条、第 42 条、第 51 条、第 63 条については現に在学する学生にも適用する。

附則 23　この学則は、平成２８年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成２８年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 24　この学則は、平成２９年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成２９年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 25　この学則は、平成３０年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成３０年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。ただし、改正後の第 7 条、第 17 条第 2 項については現に在学する学生にも適用する。

附則 26　この学則は、平成３１年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は平成３１年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 27　この学則は、令和２年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は令和２年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従

前の学則を適用するものとする。

附則 28　この学則は、令和２年７月１日から改定施行し、令和２年４月１日から適用する。

(2)　この学則は令和２年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。ただし、改正後の第 23 条第 2 項第 26 条第 4 項については現に在学する学生にも適用する。

附則 29　この学則は、令和３年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は令和３年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 30　この学則は、令和４年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は令和４年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 31　この学則は、令和５年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は令和５年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 32　この学則は、令和６年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は令和６年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。ただし、改正後の第 55 条第 4 項第 5 項については現に在学する学生にも適用する。

附則 33　この学則は、令和７年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は令和７年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

(3)　令和７年度における学生定員は、第４条の規定にかかわらず、次のとおりとする

学部学科名	入学定員	総定員
グローバル・コミュニケーション学部 グローバル・コミュニケーション学科	１１０名	４６０名
グローバル・コミュニケーション学部 英語コミュニケーション学科	１００名	４３０名
人間科学部 人間科学科	２００名	８２０名
現代経営学部 現代経営学科	２４５名	９８５名
合計	６５５名	2,６９５名

附則 34　この学則は、令和７年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は令和６年度までの入学者に係る授業科目及び単位数は、変更後の別表１の規定にかかわらず、従前の学則を適用するものとする。

附則 35　この学則は、令和８年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は令和８年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

(3)　令和８年度から令和 10 年度における学生定員は、第４条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部学科名	令和８年度		令和９年度		令和 10 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学部 ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科	１５０名	４８０名	１５０名	５２０名	１５０名	５６０名
ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学部 英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科	－	３００名	－	２００名	－	１００名
人間科学部 人間科学科	２００名	８００名	２００名	８００名	２００名	８００名
現代経営学部 現代経営学科	２４５名	９８０名	２４５名	９８０名	２４５名	９８０名
合計	５９５名	2,５６０名	５９５名	2,５００名	５９５名	2,４４０名

附則 36　この学則は、令和８年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は令和７年度までの入学者に係る授業科目及び単位数は、変更後の別表１の規定にかかわらず、従前の学則を適用するものとする。

附則 37　この学則は、令和９年４月１日から改定施行する。

(2)　この学則は令和９年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

(3)　令和９年度から令和 11 年度における学生定員は、第４条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部学科名	令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学部 ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科	－	３７０名	－	２６０名	－	１５０名
ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学部 英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科	－	２００名	－	１００名	－	－

国際共創学部 現代ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科	１５０名	１５０名	１５０名	３００名	１５０名	４５０名
人間科学部 人間科学科	２００名	８００名	２００名	８００名	２００名	８００名
現代経営学部 現代経営学科	２４５名	９８０名	２４５名	９８０名	２４５名	９８０名
合計	５９５名	２,５００名	５９５名	２,４４０名	５９５名	２,３８０名

別表1. 授業科目・単位数

ａ）基本教育科目（国際共創学部　現代コミュニケーション学科）

学科	区分			授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
グローバル・コミュニケーション学科	基本教育科目	教養演習科目		教養基礎演習	1	1		基本教育科目は、以下の要件を満たしたうえで合計36単位以上を修得しなければならない。 ①教養演習科目は、必修科目１単位を修得しなければならない。 ②表現伝達科目は、必修科目17単位、「Pre-ALPS」「中国語A」「ハングルA」から1科目1単位、「中国語B」「中国語会話」「グローバル・コミュニケーション言語Ⅰ（中国語）」「ハングルB」「ハングル会話」「グローバル・コミュニケーション言語Ⅰ（ハングル）」「ALPS1」「英語会話」「グローバル・コミュニケーション言語Ⅰ（英語）」「情報処理応用A」「情報処理応用B」「リサーチデザインⅡ」「データ・プレゼンテーション技法」「メディア・コンテンツ制作技法」「データ・サイエンス技法」「統計分析技法」から３単位を含め、合計21単位以上を修得しなければならない。
		表現伝達科目	英語表現科目	Progressive English 1A	1	1		
				Progressive English 1B	1	1		
				Progressive English 2A	1	1		
				Progressive English 2B	1	1		
				資格英語ⅠA	2	2		
				資格英語ⅠB	2	2		
				資格英語ⅡA	2	2		
				資格英語ⅡB	2	2		
				Pre-ALPS　注1)	1		1	
				ALPS Ⅰ　注1)	1		1	
				英語会話	1		1	
				ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ言語Ⅰ(英語)	1		1	
				ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ言語Ⅱ (英語)	1		1	
				ALPS ⅡA　注1)	1		1	
				ALPS ⅡB　注1)	1		1	
				ALPS ⅢA　注1)	1		1	
				ALPS ⅢB　注1)	1		1	
			初習外国語科目	フランス語A	1		1	
				フランス語B	1		1	
				中国語A	1		1	
				中国語B	1		1	
				ハングルA	1		1	
				ハングルB	1		1	
				スペイン語A	1		1	
				スペイン語B	1		1	
				日本語A　注2)	1		1	
				日本語B　注2)	1		1	
				フランス語会話	1		1	
				中国語会話	1		1	
				ハングル会話	1		1	
				スペイン語会話	1		1	
				グローバル・コミュニケーション言語Ⅰ（中国語）	2		2	
				グローバル・コミュニケーション言語Ⅰ（ハングル）	2		2	
				グローバル・コミュニケーション言語II（中国語）	2		2	
				グローバル・コミュニケーション言語II（ハングル）	2		2	
			日本語表現科目	日本語表現法	1	1		
				日本語表現技法	1		1	
				論文作成基礎	1		1	
			情報処理科目	情報処理基礎A	1	1		
				情報処理基礎B	1	1		
				リサーチ・デザインⅠA	1	1		
				リサーチ・デザインⅠB	1	1		
				情報処理応用A	1		1	
				情報処理応用B	1		1	
				リサーチ・デザインⅡ	1		1	
				データ・プレゼンテーション技法	1		1	
				メディア・コンテンツ技法	1		1	
				データサイエンス技法	1		1	
				統計分析技法	1		1	

注 1）「Pre-ALPS」「ALPS 1」「ALPS ⅡA」「ALPS ⅡB」「ALPS ⅢA」「ALPS ⅢB」の履修対象者は、選抜された学生に限る
注 2）「日本語A」「日本語B」の履修対象者は、留学生・帰国学生に限る。

学科	区分			授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
グローバル・コミュニケーション学科	基本教育科目	教養基礎科目	人間理解	哲学	2		2	③教養基礎科目は、必修科目10単位以上を修得しなければならない。
				心理学	2		2	
				宗教学	2		2	
				保健学	2		2	
				スポーツ1	1		1	
				スポーツ2	1		1	④キャリア教育科目は、必修科目４単位以上修得しなければならない。
				スポーツ3　注3)	2		2	
			文化・芸術理解	文学	2	2		
				音楽学	2		2	
				舞台芸術	2		2	
				映像文化	2	2		
				世界の美術	2		2	
				博物館学	2		2	
			社会理解	法学	2		2	
				政治と経済	2	2		
				社会学	2		2	
				社会思想	2		2	
				近現代日本史	2		2	
				情報学	2		2	
				日本国憲法	2		2	
			世界理解	文化人類学	2	2		
				近現代世界史	2		2	
				世界の文化と地域社会	2		2	
				海外文化演習Ⅰ　注4)	2		2	
				海外文化演習Ⅱ　注4)	2		2	
				国際体験演習Ⅰ　注4)	2		2	
				国際体験演習Ⅱ　注4)	2		2	
				国際体験演習COIL　注4)	2		2	
				地理学	2		2	
				国際関係学	2	2		
				安全保障論	2		2	
			現代の探求	日本社会の抱える諸問題	2		2	
				国際社会の抱える諸問題	2		2	
				現代社会とデータサイエンス	2		2	
				生活と環境	2		2	
				科学技術と人間	2		2	
				先端科学の世界	2		2	
				現代社会とジェンダー	2		2	
				生命と倫理	2		2	
		キャリア教育科目		スタートアップ・インターンシップ　注5)	1		1	
				セルフディベロップメント認定Ⅰ　注6)	1		1	
				セルフディベロップメント認定Ⅱ　注6)	2		2	
				キャリアデザイン入門	2	2		
				インターンシップ演習Ⅰ　注5)	1		1	
				キャリアデザイン	2	2		
				インターンシップ演習Ⅱ　注5)	1		1	
				業界研究	2		2	
				就職実践演習	2		2	
	計				148	32	116	

注3) 「スポーツ3」は半期の授業と集中授業からなる。
注4) 夏季・春季の集中科目、本学指定のプログラムに限る。
注5) 「スタートアップ・インターンシップ」「インターンシップ演習Ⅰ」「インターンシップ演習ⅠⅠ」は集中科目。本学が認めた派遣先に限る。
注6) 「セルフデベロップメント認定Ⅰ」「セルフデベロップメント認定ⅠⅠ」は単位認定科目。

b）専門教育科目（国際共創学部　現代コミュニケーション学科）

学科	区分		授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
グローバル・コミュニケーション学科	専門教育科目	専門基礎科目	言語・コミュニケーション入門	2	2		専門教育科目は、以下の要件を満たしたうえで合計74単位以上を修得しなければならない。
			国際交流文化入門	2	2		
			国際共創入門	2	2		
			メディア・クリエイティブコミュニケーション入門	2	2		
			Understanding the World	2		2	
			Issues in Globalization	2		2	①専門基礎科目は、必修科目8単位以上を修得しなければならない。
			Topics in Globalization	2		2	
		専門基幹科目	対人コミュニケーション論	2		2	
			音声学	2		2	
			異文化間コミュニケーション	2		2	
			日本語教育法入門	2		2	②専門基幹科目は、コースに応じた選択必修科目を8単位以上を修得しなければならない。
			AIの活用と文化創生	2		2	
			メディア・コミュニケーション論	2		2	
			イノベーション研究	2		2	
			比較文化論	2		2	
			国際関係と文化交流	2		2	
			社会言語論	2		2	③専門展開科目は、コースに応じた選択必修科目を8単位以上を修得しなければならない。
			アートコンテンツ制作	2		2	
			世界の地誌	2		2	
			グローバル・キャリア	2		2	
			文化創生論	2		2	
			グローバル地域文化研究Ⅰ	2		2	
			グローバル・ガバナンス	2		2	④専門ゼミ科目は、必修27単位を修得しなければならない。
			グローバル協力論	2		2	
			物語表現論	2		2	
			マスメディア論	2		2	
			国際観光文化論	2		2	
			職場文化と表現	2		2	
			組織のコミュニケーション	2		2	
			ことばの認知研究	2		2	
			世界の言語と日本語	2		2	
			メディア・コンテンツ論	2		2	
			世界のイノベーション	2		2	
			観光文化と表現	2		2	
			欧米文化研究	2		2	
			市民の哲学	2		2	
			グローバル地域文化研究Ⅱ	2		2	
			世界の中の日本	2		2	
			スピーチからみる現代世界	2		2	
			国際協力と平和構築	2		2	
			多文化世界論	2		2	
			国際交流論	2		2	
			ポピュラーカルチャー論	2		2	
			グローバル地域文化研究Ⅲ	2		2	
		専門展開科目	パブリック・コミュニケーション	2		2	
			第二言語の習得と学習	2		2	
			物語分析学	2		2	
			現代表現文化	2		2	
			ナラティブからみる世界	2		2	
			映像文芸研究	2		2	
			ジャーナリズムと表現	2		2	
			アートサイエンス	2		2	
			共創イノベーション特別講義	2		2	
			エアラインと観光業界の英語	2		2	
			文化政策特別講義（韓流・日本）	2		2	
			地域文化交流特別講義（日本文化・江戸東京学）	2		2	
			共創エンターテイメント特別講義	2		2	
			スポーツ文化と世界	2		2	
			グローバル市民論	2		2	
			企業活動と環境	2		2	
			国際交流戦略	2		2	
			グローバルPBL1　　注7）	2		2	
			グローバルPBL2　　注7）	2		2	
			グローバルPBL3　　注7）	2		2	
			日本語研究1	2		2	
			日本語研究2	2		2	
			日本語教育法1	2		2	
			日本語教育法2	2		2	
			日本語教育実習	2		2	
			日本語教育実践演習	2		2	

学科	区分		授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
グローバル・コミュニケーション学科	専門教育科目	専門ゼミ科目	ゼミナールⅠ	1	1		
			ゼミナールⅡA	2	2		
			ゼミナールⅡB	2	2		
			ゼミナールⅢA	2	2		
			ゼミナールⅢB	2	2		
			ゼミナールⅣA	2	2		
			ゼミナールⅣB	2	2		
			共創PBLⅠ	2	2		
			共創PBLⅡA	2	2		
			共創PBLⅡB	2	2		
			共創PBLⅢA	2	2		
			共創PBLⅢB	2	2		
			卒業論文・卒業制作	4	4		
	計			167	35	132	
合計				315	67	248	

注7）「グローバルPBL1」「グローバルPBL2」は夏季・春季の集中科目。

※卒業に必要な単位数は124単位以上であり、GPA (Grade Point Average)が2.0以上なければならない。

c）基本教育科目（人間科学部　人間科学科）

学科	区分			授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
人間科学科	基本教育科目	教養演習科目		教養基礎演習A	1	1		教養演習科目は必修科目2単位を修得しなければならない。
				教養基礎演習B	1	1		
		表現伝達科目	英語表現科目	College English Ⅰ-1A	1	1		表現伝達科目は、必修科目11単位を含め、合計14単位以上を修得しなければならない。
				College English Ⅰ-1B	1	1		
				College English Ⅰ-2A	1	1		
				College English Ⅰ-2B	1	1		
				College English Ⅰ-3A	1	1		
				College English Ⅰ-3B	1	1		
				College English Ⅱ-1A	1	1		
				College English Ⅱ-1B	1	1		
			初習外国語科目	フランス語A	1		1	なお、表現伝達科目の各科目区分の要件を満たしたうえで14単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。
				フランス語B	1		1	
				中国語A	1		1	
				中国語B	1		1	
				ハングルA	1		1	
				ハングルB	1		1	
				スペイン語A	1		1	
				スペイン語B	1		1	
				日本語A　　注1）	1		1	
				日本語B　　注1）	1		1	
				フランス語会話	1		1	
				中国語会話	1		1	
				ハングル会話	1		1	
				スペイン語会話	1		1	
			日本語表現科目	日本語表現法	1	1		
				日本語表現技法	1		1	
				論文作成基礎	1		1	
			情報処理科目	情報処理基礎A	1	1		
				情報処理基礎B	1	1		
				情報処理応用A	1		1	
				情報処理応用B	1		1	
				データ・プレゼンテーション技法	1		1	
				メディア・コンテンツ制作技法	1		1	
				データ・サイエンス技法	1		1	
				統計分析技法	1		1	

注 1）「日本語A」「日本語B」の履修対象者は、留学生・帰国学生に限る。

学科	区分			授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
人間科学科	基本教育科目	教養基礎科目	人間理解	哲学	2		2	教養基礎科目は、区分に関わらず18単位以上を修得しなければならない。
				心理学	2		2	
				宗教学	2		2	
				保健学	2		2	
				スポーツ1	1		1	
				スポーツ2	1		1	
				スポーツ3　注2)	2		2	
			文化・芸術理解	文学	2		2	なお、教養基礎科目18単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。
				音楽学	2		2	
				舞台芸術	2		2	
				映像文化	2		2	
				世界の美術	2		2	
				博物館学	2		2	
			社会理解	法学	2		2	
				政治と経済	2		2	
				社会学	2		2	
				社会思想	2		2	
				近現代日本史	2		2	
				情報学	2		2	
				日本国憲法	2		2	
			世界理解	文化人類学	2		2	
				近現代世界史	2		2	
				世界の文化と地域社会	2		2	
				海外文化演習Ⅰ　注3)	2		2	
				海外文化演習Ⅱ　注3)	2		2	
				国際体験演習Ⅰ　注3)	2		2	
				国際体験演習Ⅱ　注3)	2		2	
				国際体験演習COIL　注3)	2		2	
				地理学	2		2	
				国際関係学	2		2	
				安全保障論	2		2	
			現代の探求	日本社会の抱える諸問題	2		2	
				国際社会の抱える諸問題	2		2	
				現代社会とデータサイエンス	2		2	
				生活と環境	2		2	
				科学技術と人間	2		2	
				先端科学の世界	2		2	
				現代社会とジェンダー	2		2	
				生命と倫理	2		2	
		キャリア教育科目		自彊不息論　注4)	1		1	キャリア教育科目は、必修科目2科目4単位を含め、4単位以上を修得しなければならない。なお、選択科目より修得した単位は自由選択科目の単位に含まれる。
				フレッシュキャリア体験講座	1		1	
				インターンシップ1　注5)	1		1	
				セルフディベロップメント認定Ⅰ　注6)	1		1	
				セルフディベロップメント認定Ⅱ　注6)	2		2	
				キャリアデザイン入門	2	2		
				インターンシップ2　注5)	1		1	
				キャリアデザイン	2	2		
				業界研究	2		2	
				就職実践演習	2		2	
	計				126	17	109	

注2) 「スポーツ3」は半期の授業と集中授業からなる。
注3) 夏季・春季の集中科目、本学指定のプログラムに限る。
注4) 「自彊不息論」は集中科目。
注5) 「インターンシップ1」「インターンシップ2」は集中科目。本学が認めた派遣先に限る。
注6) 「セルフデベロップメント認定I」「セルフデベロップメント認定II」は単位認定科目。

d）専門教育科目（人間科学部　人間科学科）

学科	区分		授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
人間科学科	専門教育科目	専門基礎科目	心理学概論	2		2	専門教育科目は、以下の要件を満たしたうえ合計74単位以上を修得しなければならない。
			基礎心理学	2		2	
			コミュニケーション心理学	2		2	
			恋愛心理学	2		2	
			スポーツ健康概論	2		2	
			スポーツ文化	2		2	
			人間学	2		2	
			東京学	2		2	なお、専門教育科目の各科目区分の要件を満たしたうえ74単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。
			犯罪学入門	2		2	
			現代社会論	2		2	
			人間科学基礎演習A	2	2		
			人間科学基礎演習B	2	2		
			心理学研究法	2		2	
			心理演習	2		2	
			心理学実験	2		2	①専門基礎科目は、必修科目「人間科学基礎演習A」「人間科学基礎演習B」を含め、12単位以上を修得しなければならない。
			臨床心理学概論	2		2	
			心理学統計法	2		2	
			健康管理学	2		2	
			スポーツ生理学	2		2	
			社会問題入門	2		2	
			地域コミュニティ論入門	2		2	
		専門基幹科目	知覚・認知心理学	2		2	②3・4年次において専門ゼミ科目3科目12単位を修得しなければならない。
			感情・人格心理学	2		2	
			発達心理学	2		2	
			心理学的支援法	2		2	
			子ども学	2		2	
			保育の心理学	2		2	
			子ども家庭福祉	2		2	
			社会・集団心理学（社会・集団・家族心理学）	2		2	
			家族心理学（社会・集団・家族心理学）	2		2	
			スポーツ心理学	2		2	
			スポーツバイオメカニクス	2		2	
			トレーニング科学	2		2	
			スポーツ医学　注7）	2		2	
			スポーツマネジメント	2		2	
			リサーチ入門	2		2	
			きずなとつながりの社会学	2		2	
			家族社会学	2		2	
			地域文化論	2		2	
			地域共生社会論	2		2	
			東京の観光	2		2	
			地域ではたらく	2		2	
			生涯学習概論A	2		2	
			生涯学習概論B	2		2	
			恋愛の哲学	2		2	
			学習・言語心理学	2		2	
			神経・生理心理学	2		2	
			産業・組織心理学	2		2	
			心理検査演習	2		2	
			福祉心理学	2		2	
			障害者・障害児心理学	2		2	
			教育・学校心理学	2		2	
			運動・スポーツ指導論	2		2	
			栄養学	2		2	
			スポーツカウンセリング	2		2	
			スポーツマーケティング	2		2	
			人体の構造と機能及び疾病	2		2	
			人間社会演習	2		2	
			社会教育経営論A	2		2	
			社会教育経営論B	2		2	
			犯罪対策論	2		2	
			社会福祉学	2		2	
			関係行政論	2		2	

注7）「スポーツ医学」は、冬季の集中科目。

学科	区分		授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
人間科学科	専門教育科目	専門展開科目	健康・医療心理学	2		2	
			子どもの保健	2		2	
			保育の表現技術	2		2	
			ピアカウンセリング	2		2	
			コーチング論	2		2	
			体力トレーニング実習	1		1	
			テニスの指導理論	2		2	
			水泳　注8）	1		1	
			ウォーキング・ジョギング	1		1	
			地域課題解決論	2		2	
			まちづくり論	2		2	
			環境問題入門	2		2	
			東京のサブカルチャー	2		2	
			人間科学総合講座　注9）	2		2	
			臨床心理学論文1（基礎）	2		2	
			臨床心理学論文2（応用）	2		2	
			精神疾患とその治療	2		2	
			公認心理師の職責	2		2	
			心理的アセスメント	2		2	
			司法・犯罪心理学	2		2	
			保育体験	2		2	
			日本文化と心的世界	2		2	
			運動・スポーツ指導の実践	2		2	
			レクリエーションの理論と実践	2		2	
			エアロビックダンス	2		2	
			社会体育理論と実践	1		1	
			被害者学	2		2	
			NPO論	2		2	
			地域環境論	2		2	
			世界の地域文化	2		2	
			生涯学習支援論A	2		2	
			生涯学習支援論B	2		2	
			心理実習	2		2	
		専門ゼミ科目	専門応用演習	4	4		
			卒業研究演習	4	4		
			卒業論文	4	4		
	自由選択科目		基本教育科目の各区分の要件を満たしたうえでの余剰科目、 専門教育科目の 各区分の要件を満たしたうえでの余剰科目、 他学部履修科目を総称する。 具体的には、以下が自由選択科目の単位に該当する。 ● 表現伝達科目の各科目区分の要件を満たしたうえで 14単位を超えて修得した単位 ● 教養基礎科目 18 単位を超えて修得した単位 ● キャリア教育科目で 選択科目より修得した単位 ● 専門教育科目のうち各区分の要件を満たしたうえで 74 単位を超えて修得した単位 ● 他学部履修で修得した単位 ● 放送大学履修で修得した単位				自由選択科目は、左記の単位が該当し、合計12単位以上を修得しなければならない。
	計			200	16	184	
合計				326	33	293	

注8）「水泳」は、夏季の集中科目。
注9）「人間科学総合講座」は、春季の集中科目。
※卒業に必要な単位数は124単位以上であり、GPA (Grade Point Average)が2.0以上なければならない。

e）基本教育科目（現代経営学部　現代経営学科）

学科	区分			授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
現代経営学科	基本教育科目	教養演習科目		教養基礎演習A	1	1		教養演習科目は必修科目2単位を修得しなければならない。
				教養基礎演習B	1	1		
		表現伝達科目	英語表現科目	GENKEI English Presentation A	1	1		表現伝達科目は、必修科目9単位を含め、合計12単位以上を修得しなければならない。
				GENKEI English Presentation B	1	1		
				GENKEI English PBL A	1	1		
				GENKEI English PBL B	1	1		
				GENKEI Business English A	1	1		
				GENKEI Business English B	1	1		
			初習外国語科目	フランス語A	1		1	なお、表現伝達科目の各科目区分の要件を満たしたうえで12単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。
				フランス語B	1		1	
				中国語A	1		1	
				中国語B	1		1	
				ハングルA	1		1	
				ハングルB	1		1	
				スペイン語A	1		1	
				スペイン語B	1		1	
				日本語A　　注1)	1		1	
				日本語B　　注1)	1		1	
				フランス語会話	1		1	
				中国語会話	1		1	
				ハングル会話	1		1	
				スペイン語会話	1		1	
			日本語表現科目	日本語表現法	1	1		
				日本語表現技法	1		1	
				論文作成基礎	1		1	
			情報処理科目	情報処理基礎A	1	1		
				情報処理基礎B	1	1		
				情報処理応用A	1		1	
				情報処理応用B	1		1	
				データ・プレゼンテーション技法	1		1	
				メディア・コンテンツ制作技法	1		1	
				データ・サイエンス技法	1		1	
				統計分析技法	1		1	

注1）「日本語A」「日本語B」の履修対象者は、留学生・帰国学生に限る。

学科	区分			授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
現代経営学科	基本教育科目	教養基礎科目	人間理解	哲学	2		2	教養基礎科目は、区分に関わらず14単位以上を修得しなければならない。
				心理学	2		2	
				宗教学	2		2	
				保健学	2		2	
				スポーツ1	1		1	
				スポーツ2	1		1	
				スポーツ3　　注2)	2		2	
			文化・芸術理解	文学	2		2	なお、教養基礎科目14単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。
				音楽学	2		2	
				舞台芸術	2		2	
				映像文化	2		2	
				世界の美術	2		2	
				博物館学	2		2	
			社会理解	法学	2		2	
				政治と経済	2		2	
				社会学	2		2	
				社会思想	2		2	
				近現代日本史	2		2	
				情報学	2		2	
				日本国憲法	2		2	
			世界理解	文化人類学	2		2	
				近現代世界史	2		2	
				世界の文化と地域社会	2		2	
				海外文化演習Ⅰ　　注3)	2		2	
				海外文化演習Ⅱ　　注3)	2		2	
				国際体験演習Ⅰ　　注3)	2		2	
				国際体験演習Ⅱ　　注3)	2		2	
				国際体験演習COIL　注3)	2		2	
				地理学	2		2	
				国際関係学	2		2	
				安全保障論	2		2	
			現代の探求	日本社会の抱える諸問題	2		2	
				国際社会の抱える諸問題	2		2	
				現代社会とデータサイエンス	2		2	
				生活と環境	2		2	
				科学技術と人間	2		2	
				先端科学の世界	2		2	
				現代社会とジェンダー	2		2	
				生命と倫理	2		2	
		キャリア教育科目		自彊不息論　　注4)	1		1	キャリア教育科目は、必修科目2科目4単位を含め、4単位以上を修得しなければならない。なお、選択科目より修得した単位は自由選択科目の単位に含まれる。
				フレッシュキャリア体験講座	1		1	
				インターンシップ1　　注5)	1		1	
				セルフディベロップメント認定Ⅰ　注6)	1		1	
				セルフディベロップメント認定Ⅱ　注6)	2		2	
				キャリアデザイン入門	2	2		
				インターンシップ2　　注5)	1		1	
				キャリアデザイン	2	2		
				業界研究	2		2	
				就職実践演習	2		2	
	計				124	15	109	

注2）「スポーツ3」は半期の授業と集中授業からなる。
注3）夏季・春季の集中科目、本学指定のプログラムに限る。
注4）「自彊不息論」は集中科目。
注5）「インターンシップ1」「インターンシップ2」は集中科目。本学が認めた派遣先に限る。
注6）「セルフデベロップメント認定I」「セルフデベロップメント認定II」は単位認定科目。

f）専門教育科目（現代経営学部　現代経営学科）

学科	区分		授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
現代経営学科	専門教育科目	専門基礎科目	経営入門	2	2		専門教育科目は、以下の要件を満たしたうえで合計76単位以上を修得しなければならない。 なお、専門教育科目の各科目区分の要件を満たしたうえ76単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。 ①専門基礎科目は、4科目8単位を修得しなければならない。 ②専門基幹科目は「Management Topics」「Economics Topics」「Marketing Topics」から1科目2単位を含め、合計24単位以上を修得しなければならない。また、2年次で 所属コースの推奨科目（別表1参照）の単位を修得することが望ましい。 ③専門展開科目は、所属コース別に指定された科目群の選択科目5科目10 単位以上を含め、合計30単位以上を修得しなければならない（別表2参照）。 ④専門演習科目は、5科目14単位を修得しなければならない。
			マーケティング入門	2	2		
			経済入門	2	2		
			ビジネスの見方	2	2		
		専門基幹科目	モチベーション論	2		2	
			消費者心理入門	2		2	
			会計入門	2		2	
			簿記入門	2		2	
			経済の見方	2		2	
			政治学入門	2		2	
			統計入門	2		2	
			経営管理	2		2	
			リーダーシップ論	2		2	
			経営戦略	2		2	
			経営情報論	2		2	
			マーケティング戦略	2		2	
			流通論	2		2	
			リサーチの基礎	2		2	
			サービス論	2		2	
			財務会計	2		2	
			金融入門	2		2	
			簿記	2		2	
			アントレプレナーシップ	2		2	
			デザイン思考	2		2	
			企画・プレゼンテーション	2		2	
			ミクロ経済	2		2	
			マクロ経済	2		2	
			日本経済	2		2	
			国際経済	2		2	
			経済活動と法	2		2	
			統計学	2		2	
			情報処理検定Ⅰ	2		2	
			情報処理検定Ⅱ	2		2	
			ビジネス能力検定	2		2	
			スペシャリスト特論1	2		2	
			スペシャリスト特論2	2		2	
			スペシャリスト特論3	2		2	
			スペシャリスト特論4	2		2	
			スペシャリスト特論5	2		2	
		選択必修科目	Management Topics	2		2	
			Economics Topics	2		2	
			Marketing Topics	2		2	
		専門展開科目	組織行動論	2		2	
			人的資源管理論	2		2	
			トップマネジメント特別講義	2		2	
			コンプライアンス経営	2		2	
			国際経営論	2		2	
			管理会計	2		2	
			企業の経済学	2		2	
			イノベーションマネジメント	2		2	
			デザインマネジメント	2		2	
			中小企業論	2		2	
			商品開発	2		2	
			マーケティングリサーチ	2		2	
			ベンチャービジネス Ⅰ	2		2	
			ベンチャービジネス II	2		2	
			事業承継概論	2		2	
			ファミリービジネス	2		2	
			サービスマーケティング	2		2	
			コーポレートファイナンス	2		2	
			リスクマネジメント	2		2	
			金融論	2		2	
			財政学	2		2	
			財務諸表分析	2		2	
			資産運用	2		2	
			消費者行動論	2		2	
			労働経済	2		2	
			経済政策	2		2	
			戦略思想概論	2		2	
			広告とマーケティングコミュニケーション	2		2	
			ブランド論	2		2	
			現代メディア論	2		2	
			プロジェクトマネジメント	2		2	
			デジタル・マーケティング	2		2	
			スポーツビジネス	2		2	
			流通ビジネス	2		2	
			サービスビジネス特別講義	2		2	
			国際ビジネス環境	2		2	
			金融ビジネス	2		2	
			データ分析	2		2	
			産業組織論	2		2	

学科	区分		授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
現代経営学科	専門教育科目	専門展開科目	GENKEI PBL Overseas	2		2	
			ビジネスケース研究Ⅰ（経営）	2		2	
			ビジネスケース研究Ⅱ（経営）	2		2	
			ビジネスケース研究Ⅲ（経済）	2		2	
			ビジネスケース研究Ⅳ（マーケティング）	2		2	
			ビジネスケース研究Ⅴ（マーケティング）	2		2	
			ビジネスケース研究Ⅵ（英語）	2		2	
			ビジネスケース研究Ⅶ（英語）	2		2	
			現代経営特別講義1	2		2	
			現代経営特別講義2	2		2	
			現代経営特別講義3	2		2	
			卒業論文	4		4	
		専門演習科目	ビジネスマナー	2	2		
			専門基礎演習Ⅰ	2	2		
			専門基礎演習Ⅱ	2	2		
			専門応用演習	4	4		
			卒業研究演習	4	4		
	自由選択科目		基本教育科目の各区分の要件を満たしたうえでの余剰科目、専門教育科目の各区分の要件を満たしたうえでの余剰科目、他学部履修科目を総称する。 具体的には、以下が自由選択科目の単位に該当する。 ● 表現伝達科目の各科目区分の要件を満たしたうえで 12 単位を超えて修得した単位 ● 教養基礎科目 14 単位を超えて修得した単位 ● キャリア教育科目で 選択科目より修得した単位 ● 専門教育科目のうち各区分の要件を満たしたうえで76単位を超えて修得した単位 ● 他学部履修で修得した単位 ● 放送大学等の履修で修得した単位				自由選択科目は、左記の単位が該当し、合計 16 単位以上を修得しなければならない。
計				202	22	180	
合計				326	37	289	

別表２．検定料、入学金、授業料、その他

イ、検定料	30,000円
ロ、入学金	300,000円
ハ、授業料	900,000円
ニ、維持費	100,000円
ホ、施設設備費	100,000円

学校法人東洋学園の設置する学校を卒業した者、又はその課程を修了した者の学納金は別に定める。
所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は別に定める。
この別表に規定するもののほか、検定料、入学金、授業料その他の納付金の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

第１章　教授会規程

（教授会の構成）

第１条　本学学部に次の教授会を置く。教授会は、学部長、教授、准教授及び専任講師で構成する。

（１）グローバル・コミュニケーション学部教授会

（２）国際共創学部教授会

（３）人間科学部教授会

（４）現代経営学部教授会

２　前項第４号に定める教授会は、当該学部の学部長、教授、准教授、講師並びに本学大学院現代経営研究科の研究科長、専攻長、教授、准教授、講師により構成される。

３　教員の選考等に関する事項を審議するために、東洋学園大学学則第５０条第３項による教授会（以下「人事教授会」という。他の規程において特に定めなく人事教授会とある場合は、この規程による）を構成する。

（議　長）

第２条　教授会は学部長が招集し、議長となる。

２　学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長の指名した代理者がこれに当たる。

（開会の条件）

第３条　教授会は、構成員の３分の２以上の出席がなければ、開会することができない。

２　前項の定足数の算定には、特別研究期間の者、休職者及び長期欠勤者を加えない。

（決　議）

第４条　教授会の決議は、出席者の過半数の同意による。賛否同数の時は議長の裁決による。

（教授会の招集）

第５条　学部長は、次の場合教授会を招集する。

（１）月１回（定例。但し、学部長が必要を認めない場合を除く）

（２）学部長が必要と認めたとき。

（３）教授会構成員の３分の２以上から附議すべき事項を示して招集を請求されたとき。

２　上記（３）の場合は、２週間以内にこれを招集しなければならない。

（審議事項）

第６条　教授会は学長が定める次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（１）授業科目の編成、変更及び実施に関する事項

（２）学生の入学、退学、休学、転学、除籍、転部、転科、留学及び卒業に関する事項

（３）学位の授与に関する事項
（４）学生の訓育指導及び賞罰に関する事項
（５）教員の選考に関する事項

２　教授会は、学長及び学部長（以下、「学長等」）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

３　第１項第５号及び教員の人事に関する審議は、学部長及び教授である会員のみで行う。

（理事会との関連事項）

第７条　教授会の議決中理事会所管事項に関連あるものについては、理事会の承認を要する。

（その他の事項）

第８条　学部長は必要と認めたときは、事務職員その他の者を教授会に列席させることができる。この列席者は議決権を持たない。

（委員会）

第９条　第６条第１項に規定する審議事項について検討及び報告をさせるため、次項の常設の委員会及び第５項の委員会を置く。

２　常設の委員会は、次のとおりとする。
（１）教務委員会
（２）学生支援委員会
（３）就職委員会
（４）学術情報施設群委員会
（５）紀要委員会
（６）入試委員会
（７）FD 委員会
（８）広報委員会

３　前項の委員会における検討事項、組織（構成員・任期）、運営、議事等は内規で定めることとする。ただし、既に委員会の規程が存在する場合は、この限りではない。

４　第２項の委員会は、全学部合同で開催することができる。

５　教授会は、必要に応じ、第２項の委員会以外の委員会を置くことができる。当該委員会の構成及び運営については、第３項から第４項までの規定を準用する。

附　則

この規程の改廃は教授会の議を経て理事会が行う。

平成　４年４月１日
平成１４年４月１日改訂
平成２１年４月１日改訂

平成２５年４月１日改訂
平成２７年４月１日改訂
令和　４年４月１日改訂
令和　５年４月１日改訂
令和　９年４月１日改訂